

2 令和 8 年度の内部統制について

(1) 不適切な事態の報告

内部統制の取組として、不適切な事態が生じた場合には内部統制責任者において内部統制の自己評価を実施したうえで、総括内部統制責任者へ報告している。

令和 7 年度に発覚した不適切な事態：11 件

(不適切な事態が生じる主な背景)

- ・組織としてのチェック機能が働いていない（担当者任せや進捗管理の不備）
- ・ルールや根拠を正しく認識せず事務処理を行う（前例踏襲や思い込み）
- ・マニュアルの未整備

(2) 地方自治法に基づく内部統制

地方自治法第 150 条の規定に基づく内部統制の取組として、令和 2 年度より財務に関する事務について取組を実施している。

- ① 整備の対象となる事務（整備対象事務）として、総務局が示す選定方法により抽出される、「想定される不適切な事態が起こる可能性が高い事務」から内部統制責任者が対象事務を選定

ア 局所管施設の改修・維持補修等に伴う工事請負の契約事務及び経費の支出（保全監理課）

イ IR 用地に係る液状化対策工事・地中障害物撤去工事費の支出（開発調整課）

- ② 前年度、不適切な事態が発生し「不備あり」となった事務のうち、整備対象事務として内部統制責任者が選定

ア 港湾施設使用料等（入港料含む）の調定・請求に係る事務（海務課）

イ 港湾施設使用料等徴収（入港料含む）関係事務使用財産の管理（海務課）

ウ 課金券等（切手・回数カード）の管理（海務課）

【参考 令和7年度の選定事務】

上記（１）①による選定事務

- ア IR 用地に係る液状化対策工事・地中障害物撤去工事費の支出（開発調整課）
- イ 局所管施設の改修・維持補修等に伴う工事請負の契約事務及び経費の支出（保全監理課）
- ウ ATC 庁舎及び現場事務所の賃料・共益費、光熱水費等に関する経費支出（総務課）

上記（１）②による選定事務

- ア 港湾施設の賃貸料の調定・請求に係る事務（海務課）
- イ 港湾施設使用料等（入港料含む）の調定・請求に係る事務（海務課）
- ウ 行政財産目的外使用許可に係る事務（海務課）